

横浜市開発事業等の調整等に関する条例の手引、都市計画法による開発許可の手引及び盛土規制法手引の一部改正に関する意見公募の実施結果について

横浜市では、「横浜市開発事業等の調整等に関する条例の手引」、「都市計画法による開発許可の手引」及び「盛土規制法の手引」の一部改正にあたり、意見公募を実施しました。市民の皆様から、貴重な御意見をいただきましたことに御礼申し上げます。

このたび、実施結果と本市の考え方をまとめましたので、公表いたします。

1 実施概要

- (1) 意見公募の期間
令和8年1月5日(月)から令和8年2月3日(火)まで
- (2) 意見公募の周知方法
横浜市ウェブサイトへの掲載
- (3) 意見提出方法
オンライン入力フォーム、電子メール、郵送及びFAX

2 実施結果

- (1) 意見総数
2件
- (2) 意見提出者数（提出方法）
2名（1名が電子メール、1名が電子申請システムによる提出）
- (3) 提出意見による修正の有無
提出意見による改正案の修正はありませんが、改正の方向性（考え方）をお示しした項目については、いただいたご意見も参考にし、開発許可の手引に反映しました。

3 いただいた御意見と、御意見に対する本市の考え方

No.	御意見	本市の考え方
1	<p>＜都市計画法による開発許可の手引き＞</p> <p>①道路の幅を回避する開発計画への対応について</p> <p>⇒開発区域には接するが、接道として必要のない道路（高低差がある、法外等）についての後退整備は、法的な根拠が有る場合以外申請者にとっては意味のない行為で、行政指導ではなく『お願い』とし、それに係る費用（工事費、測量費）の助成、あるいは道路となる土地の購入など市もそれ相応の負担をするべき考える。</p> <p>そもそも、基準法外の道路について、同様の指導をしている行政は無いと思います。</p> <p>土地は100件あれば100様それぞれ違う性質があります。</p> <p>他の行政の内容も参考にして臨機応変な対応を期待します。</p>	<p>御意見の開発区域に接する道路の後退整備については、横浜市開発事業等の調整等に関する条例に基づき求めているものであり、本条例では地域の特性に応じた良好な都市環境の形成を目的として、開発事業に伴い整備すべき施設等の基準を定めています。</p> <p>本条例の適用においては、地形条件や利用実態等の個別の状況を踏まえて、施設等の整備の可否を判断しています。</p> <p>いただいた御意見のとおり、土地の条件は多様であることから、本条例及び関係法令に基づき、引き続き現場の状況を踏まえた判断を行っていきます。</p>
	<p>道路の幅を回避する開発計画への対応について</p> <p>明確に記載することで事業者としても関係者に説明ができるようになるため改正していただきたい。</p> <p>明文化にあたっては、制度を遵守した業者が損をすることがないように厳格にお願いします。</p> <p>許可申請に必要な図書について</p> <p>申請者に係る書類の電子化を進めていただきたい。</p>	<p>道路の幅を回避する開発計画への対応について</p> <p>都市計画法の趣旨を踏まえ、通行の安全性や公共性の確保のため適切な計画としていただくことが必要であることから、制度を遵守して開発を行う事業者との公平性を確保するため、その旨を基準において記載します。</p> <p>許可申請に必要な図書について</p> <p>事業者の来庁負担の軽減を含め、DXの実現に向けて取組を進めます。</p>